

「二本の松」の意味するもの

——三島中洲「二松學舎対」と韓愈「藍田縣丞庁壁記」——

牧角悦子

はじめに

今年創立一四五周年を迎えた二松學舎が、明治一〇年の一〇月に漢學塾から始まったことは、大學関係者には周知の事実である。しかしその命名の由来については、未だに正確には解明されていない。漢學塾として始まった學舎が、一五〇年になんなんとする歴史を生き抜いてこられたのはなぜなのか。また、更にこれからもその存在を継続するには、何を引き継ぐ必要があるのか。その答えを出すために、まずは創立者三島中洲の學舎創設の意味を検証することが必要であろう。

本稿では、三島中洲の「二松學舎対」と、そこに引用される韓愈の「藍田縣丞庁壁記」を詳解する。表面的な事象の記録の背後にある韓愈の思いは、壁記を介在して中洲に共有される。更にその共感の背景には、學問と現実、不遇と理念という「学ぶ者」にとつての普遍的問題意識が共有されている。學問とは何か、教育とは何か、という大きな問いが、政治や現実との強い軋轢と蹉跌を超えて、諧謔的・逆説的に語られるのがこの二篇なのである。

漢学という底の深い学問は、韓愈から中洲へ、そして本学の現在に継承される。二本の松に込められた意味は、正確に理解されなければなるまい。

一、三島中洲「二松學舎対」

まず、三島中洲「二松學舎対」を見てみよう。

對樹二松、日哦其間。有問者、輒對曰、余方有公事、子姑去。是藍田縣丞、不平于無事、所以託公事謝客。而余庭亦有二松。欲學丞以謝客、命學舎、曰二松。頃者有客來問曰、子嚮在官則可。今休官、事教授。尙欲託公事以謝客、莫乃不可乎。余對曰、魯論不云乎。孝乎惟孝、友于兄弟、是亦爲政。孝友且謂之政、則教授謂之公事、亦何不可。客曰、然則子抱經世之學、徒事教授、亦得無以比丞之不平乎。余輒對曰、余方有公事、子姑去。

「二本の松を対に植えて、毎日その間で吟詠する。訪ねて来る者がいれば、そのたびにこう答える。『おれはいま仕事で忙しいのだ、どこかに消えてくれ』と」。これは、唐の韓愈の文章の中で、藍田県の丞に流された友人が、自分の学問や能力を発揮できない自身の処遇に対して不満の意を抱きつつ、仕事だと言って訪問客を謝絶したときのセリフである。実は私の家の庭にもまた、二本の松がある。この丞に習って客を謝絶しようと、我が学舎の名を二松とした。

さきごろ、ある訪問者が私に言った。「君はむかしは公職についていた。であれば仕事で忙しいというのもアリだろう。しかし今は官職を辞めて、学生に教授する生活だ。仕事にかこつけて客を謝絶するのは、理屈に合わないじゃないか」と。私はこう答えた「『魯論』にこう言うのではないか、「親に孝養を尽くし、兄弟をいつくしむことも、政治とはいえないか」と。

親孝行や兄弟関係も政治なのだから、学生の養育もまた立派な公職なのだ。これを理由に俗世との交わりを謝絶して何が悪い」。訪問者は言う。「しかし、君は経世済民の学問を抱きつつ、いたずらに教育に従事している。藍田の次官とおなじように不平をかこつことなど出来ないのではないか」と。わたしはすかさず答えた。「おれはいま仕事で忙しいのだ、どこかに消えてくれ」と。

『中洲文稿』第三集の最末尾に収録されるこの「二松學舎対」は、中洲の後半生の中心にあった二松學舎での子弟教育について、その意図と理念とを語る文章として重要である。しかしこの文章は、短いだけでなく架構性、物語性が強い。虚構と典拠に託して、複雑な己の内面を諧謔的に語ったものが「二松學舎対」なのである。

それはまず、「対」という文章スタイルに表れている。「対」は「対」ではなく「対」。それは「対問」という中国の古典独自の文章スタイルである。架空の質問者を設定し、質問に答える形で自己の胸懷を披瀝するのが「対問」である。この「対問」形式の叙述という文体は、韓愈の「藍田縣丞庁壁記」を承ける。また、諧謔の中に批判を隠し持つ虚構的叙述もまた韓愈に倣うものである（後述）。

「二松學舎対」は、まず韓愈の「藍田縣丞庁壁記」の最後の一段を引用することから始まる。すなわち「二本の松を対に植えて、毎日その間で吟詠すること、また「問う者」があれば、「公事で忙しいので去れ」と取り合わないこと。この韓愈の「藍田縣丞庁壁記」の主旨を、中洲は「藍田県の丞が職務に関われないことに不満を持ちつつ、仕事にかこつけて客を追い返す（縣丞不平于無事、所以託公事謝客）」発言として引用する。

文章は続けて、自分の邸宅の庭にも二本の松があり、この丞に倣って余計な客を謝絶するために学舎を二松と命名したという。更に、次の展開として、それでも「客」が登場し、ここに「対問」が始まる。ここでの客の問いは、一つには政府の公官から退いたこと、二つにはその後「教授」を仕事にしたこと、そして三つにはそのために客を謝絶すること、それらの「可不

可」を提起する。それはそのまま中洲がこの短文で主張したい自己の胸中なのである。

まず一つ目の問い、すなわち公事を退いたこと。それは、明治一〇年六月に、中洲が大審院の判事の職を解かれたことを指す。中洲は明治維新後、上京して政府の公職につき、近代法の成立以前の司法界で、東京裁判所、新治裁判所で裁判官をつとめ、実質的な役割を果たした。しかし明治一〇年の制度改革で、政府から任を解かれた。ここで言う「嚮は官にあり、今は官を休めり」とは、新時代の公職に自分は不要になった、という自虐を内包する。

問いは続けて、公職から退いて「教授を事とする（教育に従事する）」ことの是非を問う。客の言葉として、「子は経世の学を抱き、徒に教授を事とする」とある。客は、学問は世の中の役に立つものであるべきなのに、世の中を謝絶して「徒に（意味なく）教授することを非難するのだ。中洲が「いたずらに教授」した学問とは、具体的には唐宋八大家の文章の読解であったり、朱子学・陽明学のテキストの精読だったり、いわゆる真当な漢学であったのだが、客はそれを「徒事」つまり世の中に役に立たない仕事だと言うのである。

そして三つ目の問いは、中洲が韓愈の文章にならって客を謝絶するという行為の意味である。理屈をこねる客に対して中洲は、「オレは公事に忙しいのだ。お前なんかにつき合っていられない」と議論を遮断する。ここには、客と発言者（中洲）の「公事」の理解の齟齬が示唆されている。客にとつての「公事」は、世の中に直接役に立つ仕事であり、また同時に官に仕えることでもある。一方、中洲における「公事」とは、学舎を建てて子弟に教授することである。それは実際には、公私の対立とは別次元の、己が今為すべき天与の職掌を指すものである。そしてそれはもちろん「藍田縣丞序壁記」の丞の言葉、更にそれを記した韓愈の意図をも汲むものでもある。

ただし、ここで重要なのは、「客」の発言は中洲の対立者としてもではなく、中洲自身の心中の葛藤を表すものだということである。対問とは「客」の疑問を設定することで己の懐中をより明確に示す架構だからである。現に、ここで「客」の言う「経世済民の文章」とは、中洲が自身の文章論の中で度々強調する主張である。文章は経世、つまり世の中に役に立つ

ものであるべきだ、というのは中洲自身の文章観であった。²

中洲はこの短い文章の中で、学舎創立の意味を、対問の形式を借りながら披瀝する。諧謔的な対話の裏側には、中洲の挫折感と葛藤とが隠されている。いまその典拠を紐解くことで、諧謔の裏に隠された中洲の思いを探ってみたいと思う。

二、韓愈「藍田縣丞厅壁記」

次に引くのは、中洲が引用する韓愈の文章「藍田縣丞厅壁記」である。これは沈德潜『唐宋八家文読本』にも収録されており、難解な文章としても知られている。また、明治四十二年に編集が始まった『漢文大系』に収録される『唐宋八家文』の注釈が三島中洲のものであることから分かるように、中洲は唐宋八家文の精読を「教授」の中心においていた。³ それはまず、漢文で文章を書くことの基本的な能力を養うことが目的であったが、同時に古典の文章の持つ複層的な思想を体得することでもあった。特に韓愈の文章は、際だって難解ながら、儒教的「道」への強い志向が内包されている。文章を学ぶことが「道」を学ぶことに直結する。それは、『中洲文稿』第三集の自序に、師道を語りつつ中洲が、「真の師道と大なる文章は遠く出ずるものにあらず」と言い、⁴ 文章を教えることこそ道を教えることだ、と掲げている事からも分かる。ここでいう「文章」はもちろん近代的意味での「文学」と同じではない。

韓愈「藍田縣丞厅壁記」は次のように始まる。

丞之職所以貳令於一邑、無所不當問。其下主簿尉。主簿尉乃有分職。承位高而偏、例以嫌不可否事。文書行、吏抱成案詣丞。卷其前、鉗以左手、右手摘紙尾、鴈驚行以進、平立睨丞曰、當署。丞涉筆、占位署、惟謹。目吏問、可不可、吏曰得則退。不敢略省、漫不知何事。官雖尊、力勢反出主簿尉下。諺數慢、必曰丞。至以相訾警。丞之設豈端使然哉。

地方行政において、丞の職が令に次ぐ二位である所以は、すべての案件に当たらなければならないことに因る。丞の下位には主簿と尉とがおり、この主簿と尉とはそれぞれ職掌を異にする。丞は職位は高いが権限は無く、案件に嫌疑があったとしても否決はできない。行政文書が発行されると、役人が成案を抱えて丞のもとにやってくる。文書の前半を巻き上げて左手で止め、右手で文書の末尾を摘まんで、雁かりや鷺あひるのように並んで進んでくる。ずらりと立ちならび、丞を睨みつけて「署名を」と言う。丞は筆を動かし職位をサインするだけで、ただただ謹むばかり。役人に目配せして「宜しいか」と尋ね、役人に「どうぞ」といわれて初めて退室する。何も省略できず、しかし何も理解することも無い。官位は高くても、力は主簿や尉の下なのだ。諺に怠慢な人間を譏って「丞」と言い、それは非難の言葉にまでなっているのだが、しかし丞の実際はまったくそんなことではないのだ。

ここでは、丞という地方官の職責と現状を描く。一つの地方において、丞という役職は、長官である令すなわち県令に継ぐものであるのだが、その職務の実態は、非常に自由のきかない、また主体性を発揮できない窮屈なものであることを詳細に述べている。

丞の下位には主簿と尉とがいる。主簿は文書官、尉は刑事や軍事や役所の護衛を担当する、という意味では実質的な地方行政に直接関わる者たちである。貞元年間に柳宗元が藍田県の尉に任じられた事実から考えて、それは決して下っ端の下級役人ではない。それに対して、丞は位こそ彼らの上なのだが、実際には、何の決定権もない。文書官は既にできあがった成案を手にして列になって押し寄せる。かれ等はみな、文書の前半すなわち内容の部分を巻き上げている。そして最後の署名欄だけを丞に向けて示し、サインを迫る。それは、丞には内容の検討は不要であり、成案に口を差し挟むことは一切できない、という意味だ。続けて、そのような丞の実態をまるで知らずに、世間ではそれがまるで閑職であるかのように、諺にまでなっているという。

この前半部分は、丞という職掌の内実を描いている。韓愈・柳宗元に代表される中唐の文人官僚たちは、政治改革の成否と派閥の権力争いの度ごとに、何度も地方官に左遷された。ここに見える丞の描写は、彼ら自身の体験を元に地方行政の実態を描いたものであろう。その具体的描写のリアルさと表現の奇抜さはまた、韓愈独特の文章表現である。『唐宋八大家文鈔』を編んだ茅坤はそれを「澹宕奇詭（つかみ所なく広がりながらも先鋭的な奇抜さに満ちている）」と言い、茅坤の師であり明の文章家として知られる唐順之は、「変体」すなわち「非凡なスタイル」と呼ぶ。

続けて「記」は、丞の職に左遷された崔斯立の事績を述べる。

博陵崔斯立、種學績文、以蓄其有、泓涵演迤、日大以肆。貞元初、挾其能、戰藝於京師。再進再屈於人。元和初、以前大理評事、言得失、黜官。再轉而為丞茲邑。始至、喟曰、官無卑。顧材不足塞職。既噤不得施用、又喟曰、丞哉丞哉。余不負丞、而丞負余。則盡枿去牙角、一躡故跡、破崖岬而為之。

博陵の崔斯立は、学問を厚く積むものであり、その蓄積の広さ深さは日々際限なく広がった。貞元の初め、その才能を武器に都で学芸を戦わせ、地位を得たり追いつたりすること再三に亘った。元和の初め、過去に司法長官であったという立場で事案の成否を口にしてしまい、免官となった。更に配置換えを命じられこの県の丞となったのだった。始めこの地に至った彼は「官職に高いも低いも無い。この職を全うするのみ」と嘯いたが、何事にも口を差し挟まず施策の余地もないことを知って、また嘆いて言うには「丞よ丞よ。私はお前に誠意を尽くしたが、お前は私の期待に背いた」と。そこで、自身の能力にすべて蓋をして、ひたすら旧套を踏襲し、まるで凡庸な人間のように職務をこなした。

ここで、韓愈の友人であった崔斯立が登場する。まず彼の学識の広さと深さを強調し、同時にその能力の高さ故に出世と挫

折を繰り返したことを記す。そして、元和の初めの出来事として、「前の大理評事たる」つまり過去に刑獄を評決する所謂司法官であったという立場で、僭越な物言いをして左遷された、と述べる。

韓愈の生きた中唐の時代は、唐の中興期であり、科挙制度が漸く機能し始め、家格や縁故よりも能力の高さが求められた時期であった。韓愈は、自身が寒門の出身から能力一つで大官に登った人物であり、同様に寒門でありながら才能にあふれた若者たちを厚く保護した。韓門の弟子（韓愈を中心とした文人グループ）と呼ばれる人材たちである。鬼才と呼ばれた詩人李賀、晩唐の詩文に大きな影響を与えた賈島、難渋な文体によって韓愈と併称された孟郊（孟東野）など、その中には才能の突出の故に却って不遇な生涯を送った者も多々いた。韓愈は出世して政治に役に立つ者と同様、現実社会と折り合いを付け難い性格の人材にも、十分に庇護を加え評価と援助を惜しまなかった。この「記」の主人公である崔斯立という人物もまた、能力の高い、しかし角のある性格だったと記される。真つ直ぐな主張と融通の効かない正義感は、現実世界では挫折せざるを得ない。そして左遷の結果ついた任地でも、誠実に職務を遂行しようとした志を裏切る様に、与えられた任務はひたすら署名をすることのみ。その崔斯立の自負と期待と落胆とが、密度の高い短文を以て一気に記されるのがこの部分である。

ここに描かれる崔斯立なる「牙角」「崖岸」の士は、韓愈と交友のあった実在人物であるが、同時にまた韓愈の分身でもあろう。相手を攻撃する牙や角（「牙角」）を持ち、切り立った岩場のような容赦なさ（「崖岸」）を持って、現実社会の不正を攻撃し、その結果、現実社会の方から拒絶される。それは韓愈も同様である。実際この後韓愈は、憲宗に「論仏骨表」を献じて世間の仏教狂信を厳しく糾弾し、仏教を篤信していた帝の逆鱗に触れて嶺南に左遷されることになる。直言の結果左遷されるという経験を繰り返したのが韓愈の生涯であった。

志の高い人格の現実的な挫折は、韓愈の大きなテーマである。「孟東野を送る序」が代表する文学不平論は韓愈の文章の代名詞となっている。「大凡そ物は其の平らかなるを得ざれば則ち鳴る」と言い、草木も水も金石も、大きな刺激を受けて、平らかではなくなった時に「鳴る」ものであり、人が言葉を発するのも、それと同じだ、と。つまり挫折から珠玉の文が生まれ

る、と韓愈は言う。しかしそれは、挫折しなければ優れた文学は生まれない、という意味ではないし、現実とは異なる次元でしか優れた作品は生まれないという意味でもない。むしろ反対に、挫折や蹉跌を経て後に生まれる更に現実的な力こそ文章の価値だ、というのが韓愈の「文」の意味なのだ。

韓愈自身は多くの挫折を繰り返した現実から飽くまでも学び、挫折を養分として幅の広い人物となった。重要なのは挫折から何を学ぶかなのである。崔斯立は、それに対応したか。彼はまず、現実社会の中では自分の才能を隠し、攻撃性に蓋をして、旧態依然とした役所のしきたりに従った。そして恐らく自分と同じような処遇に甘んじざるを得なかったであろう前任者の氏名を、全て役所の壁に書き付けた。これが崔斯立の壁記である(下文)。更にまた、自身の籠もるべきアジールを築き、その中に沈潜した。二本の松が登場するのは、その特殊空間においてなのである。

丞廳故有記。壞漏汚不可讀。斯立易桷與瓦、墁治壁、悉書前任人名氏。庭有老槐四行、南牆鉅竹千挺、儼立若相持。水漑漑循除鳴。斯立痛掃漑、對樹二松、日哦其間。有問者、輒對曰、余方有公事。子姑去。

丞の庁舎には古くからの壁記が残っていたが、壁は壊れ漏水で汚れて読むことさえできない状態であった。斯立はそこで桷と瓦を取り替え、壁を塗り直し、前任者の氏名をすべてそこに記した。また、庭には老槐が四本、南の塀には鉅竹が千本、向かい合うように物々しく立ち並んでいた。水がきざしを廻ってゴウゴウと勢いよく音を立てている。斯立はその庭を徹底的に掃き清め、二本の松を対に植えて毎日その間で吟詠した。訪ねる者があればそのたびに、「おれはいま仕事に忙しい。どこかに消えてくれ」と答えたのだ。

「記」の終盤は、藍田県の丞の庁舎に描写の視点が移る。庁舎の壁には古い壁記があったのだが、壁は壊れ文字も漏水で

判読できない状態になっていた。崔斯立はまずそれを修復し、前任者の名前をすべて書き付けたという。「壁記」というのは、文字通り壁に書かれた記事であり、ここでは庁舎の壁に記された文章である。公的機関としての庁舎では、その歴史や事績、また歴代の任官者の氏名を壁記として掲げたりした。壁記はまた、ちょうど唐代の中期以降、韓愈や柳宗元によって文としての価値を高めると同時に、残された書跡が鑑賞の対象となったりした。

この文章では、役所に壁記があったこと、崔斯立が消滅寸前の壁記を修復したこと、それを更に韓愈が文章のタイトルとして掲げるといふ三重の構造になっており、壁記というものの意味が隠れたテーマとなっている。しかし文章はそこには触れずに、庭の描写に移るのだ。

さて、庁舎の庭には「老槐」つまり槐の老木と、「鉅竹」つまり巨大な竹の林が、向かい合うようにそそり立っている。向き合っ
て対に立つ樹木を韓愈は好んで描く。そして巨木に挟まれた庭には「除」すなわち階段付きの建物があり、その建物を廻って堀の水が大きな音をたてて流れている。巨木に囲まれ水流の響き渡る特殊な庁舎、それはもはや庁舎というよりは超俗的空間である。斯立は更にその場所を徹底的に掃き清め水で洗い清め、そこに二本の松を対に植えた。

役所の庭に槐樹を植えるのは古くからの習慣であった。公正と厳格を意味する儒教的格調の象徴である。竹と松は操の堅さを表す。厳寒の冬にも緑の葉を保つことから、時勢におもねらない不変の貞操を意味する。槐と竹、更に松がそれぞれ対に植えられたその特殊空間で、斯立は日々吟詠した、と記は語る。

最終盤には「問う者」が登場し、斯立に追い払われる。中洲が「二松學舎対」の冒頭で引用するのはこの部分である。問う者の登場と問いに答えるという形式は「対問」といい、『文選』ではまた「設問」という名称で選録される文体である。『楚辭』にはじまり、東方朔「答客難」・揚雄「解嘲」・班固「答賓戲」に受け継がれる問答体の論説をそれはいう。これらは、実際に「問う者」が現れた訳ではなく、自身の境地をより鮮明にするために、架空の問答を織り込む文体である。ここでもそれは同様である。問う者の問いを通じて、崔斯立は二本の松の間に吟詠する自身の境地が、俗世の喧噪を拒絶するものであり、また同時

に斯立がそれを「公事」すなわち自身の為すべき公務だと考えていたことを宣明している、と韓愈は語っているのである。

三、中洲と韓愈——二本の松の意味するもの

三島中洲の「二松學舎対」を、韓愈の「藍田縣丞庁壁記」と並べてみたとき、上述した中洲の諧謔の背景が見えてくる。中洲が自身の学舎に「二松學舎」と名付けたのは、単純に庭に二本の松があり、それが八家文に見える故事だったからではない。中洲は八家文の中でも、「藍田縣丞庁壁記」にみえる韓愈の意志に強く共鳴して、名臣を取ったのだ。崔斯立の矜持と挫折を描きつつ、自身の挫折と儒教的意志を難渋な文章に表したものが韓愈の壁記である。そこには、高い能力を持ちながら、現実世界ではそれを十分に發揮できず、だからといって志を曲げることのできない狷介な士の生き様が描かれる。そして同時に彼らは自らの天職として、現実社会とは別空間を築き、学問に沈潜し、詩文をものして吟詠する。翻って中洲にも、大審院の判事を免職になり「公」から退かざるを得なかった事実がある。「壁記」の中で崔斯立が「前の大理評事」であったとあるのと、それは一致する。中洲が韓愈の「壁記」と重ねて二松を語ることは、斯立を自身に見立てた中洲の自虐にもみえる。しかしそれは中洲にとって、挫折であると同時に、「官」ではなく「私」の世界で「公事」を全うする良き契機であったかもしれない。それでもなお心の中に鋭く残る官界での立身出世という価値への執着を払うように、客の問いに答える形で「余、方に公事有り、子 姑く去れ」という。それは本来の職務を遂行すること、すなわち学問の継承という漢学的崇高な理念の継承に連なることの表明だったはずだ。このように見えてくると、「二松學舎対」は、軽妙であり諧謔に満ちた短編でありながら、中洲の内面の自負と落胆と、更にそれを超える学問への矜持を抱え込んだ、濃厚な含意に満ちた作であったと言える。

最後に、「二松」に込められた意味を確認したい。韓愈の文章においては、まず槐樹と鉅竹が厳立する庁舎の庭に、斯立は更に二本の松を対に植える。対に植えた二本の松は、斯立がその空間を自己の聖域と見立てた主体的行為である。斯立のこの

行為は、閑適や隱逸とは異なる。それは、世俗からの意志ある遮絶とも言うべきものである。閑適や隱逸と異なるのは、それが序舎であり、不本意ながらも県の政務に関わっていることに因る。この、世俗と隱逸との間に、どちらにも泥むことなく足を据える崔斯立の姿は、韓愈自身が確立した文人としての態度でもあった。

現実社会はいつでも欲に走り利を求めて奔走する人士たちによって動かされがちである。崇高な理念は崇高であるが故に実現しがたい。志高い者たちが必ずしもその志を全うし得ないのが世の常なのである。ただその時、現実と理想の間で挫折した者たちの、現実対応として可能な態度とは如何なるものなのか。それこそが、この二本の松に囲まれた世俗の中の超俗空間での自己実現なのだ、と韓愈はいう。そしてその韓愈の意図をそのまま汲んで、中洲もまた、社会的価値、世俗的評価とは異なりながらも現実と関わる「公事」として、学問と教育に沈潜する道を選んだ。学舎の創立がそれである。二本の松には崔斯立・韓愈に繋がる中洲の、閑適の否定と学問への矜持とがあったのだと考える。

同時にまた、もう一つ重要なのが、三者に共通する「文」への意志である。壁記に事績を記すこと、記すという行為を重視すること、それは「文（記録すること・記録そのもの）」によって時間を超えて何かが継承される、という意識である。学問とは、書物を通じて古の聖人・賢者の道に繋がることである。記すという行為、即ち文を通して普遍に触れることこそ、韓愈が学問の中心に置いたことであった。中洲はその意志をまっすぐに継承し、文を尊び文を教授するための学舎を経営した。学舎の創立と二松という命名は、学問の普遍とは何か、という問いに答える中洲の文への意志だったのだと私は考える。

「二松學舎対」の「対」は、「対問」としての「対」を表すと同時に、二本の松の「対」も表す二重の意味を持つものである。なお、本稿と趣旨を同じくする論考として、山路裕「『二松學舎』校名由来雑感（『二松學舎史パンフレット』創刊号 二〇二二年三月）参照。

3 三島中洲の文章観については、牧角悦子「三島中洲の文について——明治期における「漢文」の意義」（三島中洲の学芸とその生涯）雄山閣出版 平成十一年）参照。

4 富山房「漢文大系」四「唐宋八家文」下に載せる児島献吉郎の「例言」には「本書中の評語及び段落は、総べて文学博士三島中洲先生の説にして、従来二松學舎生独特のものなりしを、今回博士に請ひて、博く之を江湖に発表することと為れり。」とある。

5 「自序」の文章は、東宮（後の大正天皇）から待講であった中洲に下賜された「師道文章天下魁」という賀詩を載いて綴られている。

6 「唐宋八大家文鈔」の本篇冒頭に掲げる茅坤の評に「憤當世之忝、不得盡其職。故借壁記、以點綴之。而詞氣多澹宕奇詭。」とあり、また同じく本篇末尾に引用される唐順之の評に「唐荆川曰、此但說斯立不得盡職、更不說起記壁之意。亦變體也。」とある。

7 崔斯立は、史書には伝を持たないが、韓愈の残した文章が伝記資料として使用される。韓愈にはこの「藍田縣丞厅壁記」の他に、「贈崔立之評事」「寄崔二十六」があり、特に前者は崔斯立の為人を歌いつつ、その優れた精神と不遇な生涯を悼む。また南宋の洪邁は『容齋続筆』に「崔斯立」の項を立て、韓愈の詩文を伝記として見ることの是非を論じる。

8 壁記については、礪波護「唐代の県尉」（『史林』五七卷五号 一九七四年）に詳しい。

9 韓愈「秋懷詩」第一首は「臆前の両好樹 衆葉光りて蕤蕤たり（臆前両好樹 衆葉光蕤蕤）」と始まる。また魯迅『野草』の第一篇「秋夜」は、韓愈「秋懷詩」を承けて、同様に二本の樹木の描写からはじまる。韓愈と魯迅の影響関係については、牧角悦子「秋懷の系譜——阮籍・韓愈・魯迅」、また秋懷詩に見える韓愈の思想、特に閑適の否定については、和久希「韓愈「秋懷詩」ノート」（牧角悦子・和久希「韓愈の「秋懷詩」をめぐって」二松學舎大学「東アジア学術総合研究所集刊」第四九集 二〇一九年）参照。